



# 鳥取県公報

平成14年12月25日(水)  
号外第173号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(103)(県民室).....	1
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(104)(職員課).....	3

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開示することとしている個人情報に法令等に基づき法人等から提出された報告書等に記載された当該法人等の役員及び従業員の職名及び氏名並びに業務の遂行の内容を加えることとした。(第6条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

### 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 附属機関に鳥取県建設工事等入札・契約審議会を加えることとした。(第18条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第103号

#### 鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人に関する情報)</p> <p>第6条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示することにより、当該公務員等(条例第9条第2項第2号ウに規定する公務員等をいう。)に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報</p> <p>(3) 略</p> <p>2 条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会議等の開催に伴う食糧費(これに相当する費目を含む。)の支出に係る鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書(これらに相当する公文書を含む。)又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容</p> <p>(2) 交際費(これに相当する費目を含む。)の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容</p> <p>(3) 条例第9条第2項第1号に規定する法令等又はこれらに基づく実施機関の規則(規程を含む。)に基づき同項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容</p>	<p>(個人に関する情報)</p> <p>第6条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報</p> <p>(3) 略</p> <p>2 条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書(これらに相当する公文書を含む。)又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容</p> <p>(2) 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例施行規則第6条第2項の規定は、この規則の施行の日以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第104号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県建設 工事紛争審 査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課	鳥取県建設 工事紛争審 査会	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課
鳥取県建設 工事等入札 ・契約審議 会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況並びに建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為につ				

	いての調査審議 に関する事務				
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。